

北上市告示甲第30号

北上市未就業者新規就業応援助成事業実施要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市未就業者新規就業応援助成事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、失業状態にある者が人手不足である職業に就業した場合に助成金を交付することにより、市内の求職者の就労を促進し、市内中小企業の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業 市内に事業所を有し、次の表の左欄に掲げる産業分類に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる資本金の額・出資の総額に該当する会社又は同表左欄に掲げる産業分類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる常時雇用する労働者の数に該当する会社若しくは個人をいい、医療法人等で資本金・出資金を有している事業主についても、同様とする。ただし、官公庁、公立学校その他公的機関を除くものとする。

| 産業分類   | 資本金の額・出資の総額 | 常時雇用する労働者の数 |
|--------|-------------|-------------|
| 小売業    | 5,000万円以下   | 50人以下       |
| サービス業  | 5,000万円以下   | 100人以下      |
| 卸売業    | 1億円以下       | 100人以下      |
| その他の業種 | 3億円以下       | 300人以下      |

- (2) 短時間労働者 一週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、30時間未満の者をいう。

- (3) 高齢者 就業した日において満60歳以上の者をいう。

(助成対象者)

第3 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第15条の規定に基づき厚生労働省が作成する職業分類表に掲げる大分類Eサービスの職業のうち、中分類39飲食物調理の職業及び40接客・給仕の職業に就業しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公共職業安定所が職業紹介した日において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に該当していないこと。
- (2) 公共職業安定所が紹介した日において、離職期間が1年を超えていること。ただし、これまで対象となる職業に就業したことがない者及び満60歳以上の者は除く。
- (3) 就業先企業がこれまで就業したことがない市内中小企業であること。
- (4) 就業した日において北上市内に住所を有していること。
- (5) 就業した日が令和2年4月1日以降であること。
- (6) 就業先が市内中小企業であること。
- (7) 就業した日において、満18歳以上であること（申請する年度において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）、高等専門学校又は高等学校を卒業見込みである者を除く。）。
- (8) 自ら事業を営んでいる者でないこと。
- (9) 就業した日から起算して6月以上同一の就業先に勤務していること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (11) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

（助成金の額）

第4 助成金の額は、次に掲げる金額とする。ただし、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が女性又は高年齢者の場合は、当該金額に2分の3を乗じて得た額とする。

- (1) 短時間労働者 3万円
- (2) 短時間労働者以外 6万円

（事前審査）

第5 申請者は、助成の対象となる職業に就業してから3月以内に、北上市未就業者新規就業応援助成事業事前審査申請書（様式第1号。以下「事前審査申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 公共職業安定所の紹介状の写し

（事業の承認）

第6 市長は、第5の規定による事前審査申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、北上市未就業者新規就業応援助成事業承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第7 申請者は、就業した日から起算して6月を経過した日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）である場合は、その翌日以降において最も近い休日等でない日とする。）から90日以内に、北上市未就業者新規就業応援助成金交付申請書兼請求書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 承認書の写し

(2) 6月以上の勤務を確認できる書類

（交付決定等）

第8 市長は、第7の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市未就業者新規就業応援助成金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定するときは、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から助成金の請求があったものとみなして、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。